

「上場維持基準への適合に向けた計画」作成上の留意事項 (2025年3月14日版) について

■本資料中、特に断りのない場合は、以下の用語について略して表記しています。

- ・株式会社東京証券取引所：東証
- ・「上場維持基準への適合に向けた計画」：「適合計画」
- ・「上場維持基準への適合状況について」のTarget通知：「適合状況通知」

■上場会社向けナビゲーションシステム<<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/category2418.html>>に適合計画の開示に関するFAQ等を掲載していますので適宜ご活用ください。

＜本資料の使用方法＞

2025年3月1日以後の基準日において

- 上場維持基準に不適合となった上場会社のうち、
 - ・新たに適合計画の策定・開示が必要となる上場会社・・・(1)をご参照ください。
 - ・既に適合計画・進捗状況を開示済みの上場会社・・・(2)をご参照ください。
- これまで不適合であった上場維持基準に適合した上場会社・・・(3)をご参照ください。

注：2025年3月1日以後の基準日よりも前（2024年12月～2025年2月）の基準日に係る適合計画等の開示については、従前の取扱い¹をご参照ください。

（1）上場維持基準に不適合となり、新たに適合計画の策定・開示が必要となる上場会社の場合

適合計画の策定・開示が必要となりますので、P3以降の留意事項をご確認のうえご対応ください。あわせて、以下の点もご確認ください。

- 原則として1年間（売買高基準は6か月間）の改善期間に入り、改善期間内に基準に適合しなかったときは、監理銘柄・整理銘柄指定期間（原則として6か月間）を経て上場廃止となりますので、適合計画は、当該改善期間を踏まえつつ具体的な内容を策定するようにしてください。市場区分の変更や国内の他の取引所への上場などを検討している場合には、適合に向けた取組みとあわせて当該検討状況についてもご記載ください。
- また、適合計画開示後、前提としていた事情の変化などにより開示済みの計画の内容を変更するときには変更の開示が必要となるほか、改善期間の終了期限よりも前に基準へ適合することが見込まれるときには経過の開示が必要となります。その後、改善期間の終了期限を迎え、改善期間内に基準への適合が確認できず監理銘柄に指定された場合（注）や改善期間内に適合ができなかったことにより整理銘柄に指定された場合についても、その旨の開示が必要となりますのでご注意ください。

注：改善期間の終了期限よりも前に、基準への適合が見込まれる旨を開示していた場合も、「株券等の分布状況表」等を提出せず改善期間内に適合状況の審査を受けていないときには、監理銘柄（確認中）に指定されます。

（2）上場維持基準に不適合となった上場会社のうち、既に適合計画・進捗状況を開示済みの上場会社の場合

2025年3月1日以後の基準日よりも前に適合計画及びその進捗状況に関する開示を行っている上場会社が、引き続き上場維持基準のいずれかに適合していない状態となった場合は、従前の取扱いどおり直近基準日における適合状況に加え、開示済みの適合計画に記載していた取組内容等の状況について記載を行う必要があります。（詳細は、「「上場維持基準への適合に向けた計画」及び「計画に基づく進捗状況」作成上の留意事項_2024年1月15日版」をご参照ください。<<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge8419.html>>）。あわせて以下の点もご確認ください。

- 開示に際しては、適合に向けた今後の方針や取組内容等に関して、改善期間を踏まえて変更がないか（例

¹ 「「上場維持基準への適合に向けた計画」及び「計画に基づく進捗状況」作成上の留意事項_2024年1月15日版」をご参照ください。<<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge8419.html>>

例えば、数年間基準への適合状況に変動が見られないなかで追加的な施策を実施する必要性がないか、減収や赤字の業績予想としているなかで具体的な取組みへの言及なしに（流通株式時価総額や時価総額の）基準に適合するために株価を引き上げる旨だけが記載されていないかなど）、改めて確認するようにしてください。また、市場区分の変更や国内の他の取引所への上場などを検討している場合には、適合に向けた取組みとあわせて当該検討状況についても記載するようにしてください。

- これまで同様、開示済みの適合計画を変更するときには変更の開示が必要となるほか、基準へ適合することが見込まれるときには経過の開示が必要となります。このほか、改善期間の終了期限を迎え、改善期間内に基準への適合が確認できず監理銘柄に指定された場合（注）や改善期間内に適合ができなかったことにより整理銘柄に指定された場合についても、その旨の開示が必要となりますのでご注意ください。

注：改善期間の終了期限よりも前に、基準への適合が見込まれる旨を開示していた場合でも、「株券等の分布状況表」等を提出せず改善期間内に適合状況の審査を受けていないときには、監理銘柄（確認中）に指定されます。

（３）上場維持基準に適合することとなった上場会社の場合

不適合となっていた上場維持基準に適合した場合は、P 8以降の参考様式をご確認のうえ、速やかに上場維持基準への適合に関する開示を行ってください。

「上場維持基準への適合に向けた計画」作成上の留意事項

- 基準日において、所属する市場区分ごとに定められた上場維持基準に適合していない状態となった場合は、当該状態となった時から起算して3か月以内に、当該基準に適合するための取組み及びその実施時期を記載した計画（以下「適合計画」といいます。）を開示してください。市場区分の変更や国内の他の取引所への上場などを検討している場合には、「適合計画」において、適合に向けた取組みとあわせて当該検討状況について記載するようにしてください。
- 「適合計画」を開示した後、当該基準に適合するまでの間、「適合計画」の内容について訂正又は変更（以下更新も含めて「変更」といいます。）すべき事情が生じた場合（市場区分の変更が承認された場合も含まれます。）は、直ちに訂正又は変更の開示（以下「訂正・変更開示」といいます。）をしてください。訂正については、基準日時点における当社の適合状況の各数値に誤記があった場合等が、変更については「適合計画」や取組内容等を変更する場合等が想定されます。
- また、改善期間の終了期限よりも前に基準へ適合することが見込まれる場合は直ちにその旨開示が必要となるほか、改善期間内に基準への適合が確認できず監理銘柄に指定された場合や改善期間内に適合ができなかったことにより整理銘柄に指定された場合についても、その旨の開示が必要となりますのでご注意ください。

○ 検討プロセス

- ・ 「適合計画」に含まれる内容の決定は、上場会社の経営方針・経営戦略等に影響する重要な戦略的意思決定となることが考えられます。上場維持基準に適合しない状態となってから改善期間（通常1年。ただしスタンダード市場及びグロース市場区分における売買高基準に関しては6か月）内に基準に適合しない場合には、監理銘柄・整理銘柄に指定後、上場廃止となります。そのため、取締役会において取組みの基本方針など「適合計画」の主要な内容について、当該改善期間を踏まえたうえで十分な審議を行っていただくことが望まれます。
- ・ 経営方針・経営戦略、事業計画・経営計画等（以下「事業計画等」といいます。）が既にある場合、「適合計画」に含まれる内容が事業計画等の内容と整合的なものであることが必要となります。上場維持基準への適合に向けた検討の結果、開示や自社ホームページにて公表済みの事業計画等の内容に変更が生ずる場合等においては、変更内容の適時かつ適切な開示についてもご考慮ください。

○ 事前相談

- ・ 「適合計画」については、上場維持基準への適合に向けた合理的な内容であり、投資者の投資判断に必要となる情報が十分に記載されていることを当取引所においても確認し、必要に応じて開示内容等の追加等を求める場合があることから、記載内容に関する事前相談（開示ドラフトの事前確認）を行ってください。上場会社における社内手続きを円滑に実施いただく観点から、「適合計画」の審議を行う取締役会等の実施予定日（「適合計画」の骨子等を取締役会で議論し、「適合計画」の策定を経営会議や代表者による決裁等で行う場合は、当該経営会議等の実施予定日）の2週間程度前までに「適合計画」（案）等を東証上場部の開示担当者のメールアドレス宛にご送付ください。「適合計画」の訂正・変更開示についても東証の開示担当者宛てに事前相談を行ってください。
- ・ 「適合計画」の取組みとしての適時開示（エクイティ・ファイナンスや分売、大株主との交渉により主要株主等に異動が生じることとなった場合など）を行う場合や、これに伴い、「適合計画」に基づく進捗状況の開示を行う場合にも、記載内容に関する事前相談を行ってください。

○ 開示様式

- ・ 「適合計画」の開示様式（Word、PowerPoint等の種別など）は任意となりますが、TDnetによる開示にあたっては、PDFファイルに変換いただく必要があります。なお、PDFファイルの容量上限は10MBとなっておりますので、上限を超える場合は、ファイルサイズの縮小又はファイルの分割を行ってください。

○ 記載事項

開示事項	開示・記載上の注意
■開示資料の表題	・ 「改善期間入り」している旨がわかるように明記してください。
■適合状況	・ 「株券等の分布状況表」及び「適合状況通知」等を基に、基準日、上場維持基準に適合しない項目及びその具体的な数値等（上場する市場区分における上場維持基準の数値等を含む。）について記載してください。 ※ 適合計画の開示後、他の基準日が到来し別の上場維持基準に新たに適合しないこととなった場合には、適合していない上場維持基準全ての状況がわかるように記載してください。
■計画期間及び改善期間	・ 計画期間は、原則、今期の事業年度末日など次回の基準日を終了期限として記載してください。予定しているコーポレートアクションや改善のための施策を通じて、次回の基準日以前に適合の目途が立っている場合には、当該適合予定時期を記載してください。 ・ 改善期間は、各上場維持基準に設けられている改善期間の終了期限を記載してください。な

開示事項	開示・記載上の注意
	お、計画期間を改善期間と同一にする場合は、開示資料中では「計画期間（改善期間）」などとまとめて記載して差し支えありません。
■取組みの基本方針、課題及び取組内容	・ 上場維持基準の適合に向けた取組みの基本方針、現状の課題及び具体的な取組みの内容についてそれぞれ記載してください。 ※ 個別の取組事項については、取組みの実施予定時期、取組達成の結果期待される定量的な効果を記載することが望まれます。 ※ 「適合計画」の目標として設定する業績やROE等の指標等は合理的な内容であることが求められますので、前提条件、制約事項やリスク内容についても記載してください。 ※ 基本方針については、会社全体の経営方針も踏まえ、上場維持基準への適合に向けた取組みに係る方針を記載してください。 ※ いずれの基準においても、複数の観点から取組みを検討・記載することが望まれます。 ※ 適合計画の開示後、他の基準日が到来し別の上場維持基準に新たに適合しないこととなった場合には、開示済みの取組内容等に加えて当該上場維持基準に適合するための取組内容等を記載するようにしてください。 ※ 適合に向けた取組みとあわせて、市場区分の変更や国内の他の取引所への上場などを検討している場合には、当該検討状況について記載するようにしてください。

○ 各基準の定義及び記載のポイント（以下の内容に留意のうえ、課題や取組内容を記載してください。）

上場維持基準	各基準の定義及び開示・記載上の注意
■株主数	・ 「株主数」とは、事業年度の末日において1単位以上の株式を所有する者の数をいいます。 ※ 上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、上場会社各社の経営方針・経営戦略と整合的な取組みをご検討ください。 ※ 一般論として、技術的に株主数の増加に寄与することが見込まれる施策としては、以下のようものが想定されます（これらに限定されるものではありません）。 ア．株式投資単位の引下げ（株式分割、株式の無償割当てなど） イ．既存株主による株式の売出し、立会外分売 ウ．IR活動の推進・強化及び投資者向けの情報発信の充実策（具体的な取組みやスケジュールを記載） ※ 新株式の募集、自己株式の処分などのエクイティ・ファイナンスも、株主数の増加に寄与する効果が見込まれますが、どのような取組みを計画するにしても上場会社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上の実現に向けた経営方針・経営戦略との整合性を踏まえ、慎重に必要性及び相当性を検討すべきものであると考えられます。

■流通株式数	・ 「流通株式」とは、事業年度の末日において上場株式のうち、流通性の乏しい株式を除いたものをいいます。なお、流通株式に関する詳細な定義等については、「株券等の分布状況表等の作成要領」をご参照ください。 ※ 上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、上場会社の経営方針・経営戦略と整合的な取組みをご検討ください。 ※ 大株主が存在する場合、当該大株主との関係性、今後の方針等について検討すべきものであると考えられます。 ※ 一般論として、技術的に流通株式数の増加に寄与することが見込まれる施策としては、以下のようものが想定されます（これらに限定されるものではありません）。 ア．発行済株式数の増加（株式分割、株式の無償割当てなど） イ．既存株主による株式の売出し、立会外分売 ウ．IR活動の推進・強化及び投資者向けの情報発信の充実等（具体的な取組みやスケジュールを記載） ※ 新株式の募集、自己株式の処分などのエクイティ・ファイナンスも、流通株式数の増加に寄与する効果が見込まれますが、どのような取組みを計画するにしても上場会社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上の実現に向けた経営方針・経営戦略との整合性を踏まえ、慎重に必要性及び相当性を検討すべきものであると考えられます。
--------	---

■流通株式時価総額	・ 「流通株式時価総額」とは、事業年度の末日以前3か月間の当取引所の売買立会における日々の最終価格の平均値に事業年度の末日の流通株式数を乗じて得た額をいいます。
-----------	--

上場維持基準	各基準の定義及び開示・記載上の注意
	・ 流通株式時価総額の構成要素は、「時価総額」及び「流通株式比率」となりますので、取組内容の記載に際しては、それぞれの要素について適合又は向上するような課題及び取組みをご検討ください。 ※ 上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、上場会社の経営方針・経営戦略と整合的な取組みをご検討ください。 ※ 事業計画等がある場合には、その内容との整合性確保に特にご注意ください。 ※ 事業計画等の公表が「適合計画」の提出時期よりも後となる場合、当該事業計画等との平仄を踏まえた記載とし、公表後に必要に応じて「適合計画」の変更や更新、進捗状況に応じて訂正・変更開示を行ってください。 ※ 大株主が存在する場合、当該大株主との関係性、今後の方針等について検討すべきものであると考えられます。
■流通株式比率	・ 「流通株式比率」とは、事業年度の末日時点の流通株式数を上場株式数で除して得た割合をいいます。 ※ 上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、上場会社の経営方針・経営戦略と整合的な取組みをご検討ください。 ※ 大株主が存在する場合、当該大株主との関係性、今後の方針等について検討すべきものであると考えられます。 ※ 一般論として、技術的に流通株式比率の改善に寄与することが見込まれる施策としては、以下のようなものが想定されます（これらに限定されるものではありません）。 ア．既存株主による株式の売出し、立会外分売 イ．取得済みの自己株式（金庫株）の消却 ウ．IR活動の推進・強化及び投資者向けの情報発信の充実等（具体的な取組みやスケジュールを記載） ※ 新株式の募集、自己株式の処分などのエクイティ・ファイナンスも、流通株式数の増加に寄与する効果が見込まれますが、どのような取組みを計画するにしても上場会社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上の実現に向けた経営方針・経営戦略との整合性を踏まえ、慎重に必要性及び相当性を検討すべきものであると考えられます。
■売買高	・ 「売買高」とは、毎年6月末日又は12月末日以前6か月間における当取引所の売買立会での売買高を月次平均して得た額をいいます。 ※ 上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、上場会社の経営方針・経営戦略と整合的な取組みをご検討ください。 ※ 流通株式数の増加に向けた取組みのほか、IR活動の推進・強化、投資者向けの情報発信の充実に向けた具体的な取組みを実施すること等が考えられます。
■売買代金	・ 「売買代金」とは、毎年12月末日以前1年間における当取引所の売買立会における売買代金を日次平均して得た額をいいます。 ※ 上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、上場会社の経営方針・経営戦略と整合的な取組みをご検討ください。 ※ 流通株式数の増加に向けた取組みのほか、IR活動の推進・強化、投資者向けの情報発信の充実に向けた具体的な取組みを実施すること等が考えられます。
■時価総額 (グロース市場：上場から10年経過している場合のみ (注))	・ 「時価総額」とは、事業年度の末日時点の上場株式数に、事業年度の末日以前3か月間の当取引所の売買立会における日々の最終価格の平均値を乗じて得た額をいいます。 (注) 上場後10年経過したか否かの算定は、新市場区分への移行日前に経過していた上場年数を引き継ぐものとします。 ※ 上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、上場会社の経営方針・経営戦略と整合的な取組みをご検討ください。 ※ 「事業計画及び成長可能性に関する事項」の内容との整合性確保に特にご注意ください。
■純資産の額	・ 「純資産の額」とは、(連結)貸借対照表に基づいて算定される純資産の額をいいます。 (詳細な定義については、有価証券上場規程施行規則第501条第6項を参照) ※ 経営・事業改善及び自己資本の改善の二つの観点から記載してください。 ※ 改善期間内だけではなく、その後も持続的に企業価値を回復・向上させていくことが重要であることから、その実現を目指した中期的な方針も含め記載してください。

(参考様式)

2000年〇月〇日
 会社名 〇〇〇〇〇株式会社
 代表者名 〇〇 〇〇
 (コード番号：〇〇〇〇 〇〇市場)
 問合せ先 〇〇 〇〇
 (TEL：〇〇)

上場維持基準への適合に向けた計画（改善期間入り）（について）

【注】表題については、

- ・「改善期間入り」している旨明記してください。
- ・どの上場維持基準に不適合となったのかを（ ）書き等で明記していただいても結構です。
- ・複数の上場維持基準に不適合となった場合には、表題の文字数にも配慮しながら、列挙するかどうかをご判断ください。

当社は、20●●年●月●時点において、●●市場における上場維持基準に適合しない状態となりました。下記のとおり、上場維持基準への適合に向けた計画を作成しましたので、お知らせいたします。

記

○ 当社の上場維持基準への適合状況、計画期間及び改善期間

当社の20●●年●月●日時点【又は「基準日時点」、以下同じ。】における●●市場の上場維持基準への適合状況は、下表のとおりとなっており、【不適合となった基準全てを列挙】については基準に適合していません。当社は、今回不適合となった【不適合となった基準名又は複数ある場合には「各上場維持基準」】を充たすために、上場維持基準への適合に向けた各種取組みを進めてまいります。【(記載参考例として) なお、●基準と●●基準について、20●●年●月●日までの改善期間内に適合していることが確認できなかった場合には、東京証券取引所より監理銘柄（確認中）に指定されます。その後、当社が提出する20●●年●月●日時点の分布状況表に基づく東京証券取引所の審査の結果、●基準と●●基準に適合している状況が確認されなかった場合には、整理銘柄に指定され、当社株式は20●●年●月●日に上場廃止となります。】

【注1】		株主数	流通株式数	流通株式 時価総額	流通株式 比率	1日平均売買代金 (又は 「月平均売買高」)	時価総額	純資産の額
当社の 適合状況	●年●月末 時点							
上場維持基準 【注2】		●●人	●●単位	●●億円	●●%	0.2億円 (又は10単位)	40億円	純資産の額 が正
計画期間（改善期間）【注3】 【適合しない項目についての み記載】		20●●年 ●月末まで 【注4】	20●●年 ●月末まで 【注4】	【注4】	【注4】	20●●年12月末まで (20●●年6月末まで) 【注5】	【注4】	【注4】

※当社の適合状況は、東京証券取引所が基準日時点で把握している当社の株券等の分布状況等をもとに算出を行ったものです。【注】四捨五入、切捨て処理を考慮しても、「適合状況通知」と異なる数値が記載されているドラフトが多くありますのでご留意ください。

【注1】不適合となっている上場維持基準の記載は必須で、他の上場維持基準の項目についての記載は任意です。なお、プライム上場会社以外は「1日平均売買代金」関係の記載は削除してください。グロース上場会社以外は「時価総額」関係の記載は削除してください。

【注2】自社の所属する市場区分の上場維持基準を記載してください。

【注3】計画期間と改善期間が異なる場合は行を追加し「計画期間」「改善期間」をそれぞれ記載してください。

【注4】原則、今期の事業年度末日を記載してください。予定しているコーポレートアクションや改善のための施策を通じて適合の目途が立っているような場合には、今期の事業年度末日以前における当該適合予定期日を記載してください。なお、「純

資産の額」について、時価総額にかかる特例が適用される場合等は、改善期間については別途の扱いとなりますので、それも踏まえうえて計画期間を記載してください。

【注5】1日平均売買代金については次の12月末日まで、月平均売買高については次の判定基準日である20●●年6月末又は12月末日まで、としてください。

・以下、「作成上の留意事項」をご参照の上、計画を作成してください。

【注】中期経営計画や事業計画の中に、不適合の上場維持基準への適合に向けた計画についても織り込んでいただいている事例もありますが、中期経営計画や事業計画の変更・更新時には、変更や更新の箇所、内容がわかるようにしてください。中期経営計画や事業計画を每期ローリングさせている場合に、「適合計画」の添付では変更や更新の箇所が不明瞭なことが散見されます。また既に改善期間入りしていますので、次の基準日までの改善、上場維持基準への適合を視野に入れた記載としてください。

○上場維持基準への適合に向けた取組みの基本方針

- ・
- ・

○上場維持基準に適合していない項目ごとの課題と取組み内容

(1) 【適合していない基準名】について

- ・ 課題
- ・ 取組内容

【注】複数の上場維持基準に適合していない場合 (2)、(3)・・・と該当する分だけ追記してください。】

(2) 【適合していない基準名】について

- ・ 課題
- ・ 取組内容

以 上

(参考様式)

2000年〇月〇日
 会社名 〇〇〇〇〇株式会社
 代表者名 〇〇 〇〇
 (コード番号: 〇〇〇〇 〇〇市場)
 問合せ先 〇〇 〇〇
 (TEL: 〇〇)

上場維持基準への適合に関するお知らせ

【注】表題については、

- ・ どの上場維持基準に適合したのかを () 書き等で明記していただいても結構です。
- ・ 複数の上場維持基準に適合した場合には、表題の文字数にも配慮しながら、列挙するかどうかをご判断ください。
- ・ 基準日における東証の判定前に、エクイティ・ファイナンスや分売の実施などを踏まえ上場維持基準に適合することが見込まれる旨を開示する場合は、適合見込みであることがわかるようにしてください。

当社は、20●●年●月●日に●●市場の上場維持基準への適合に向けた計画について開示しています。この度、20●●年●月●日時点において全ての上場維持基準に適合しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

【注】全ての上場維持基準に適合した場合の記載例としていますので、一部の上場維持基準に適合している場合や東証による判定前に適合見込みとして開示する場合は、実態を踏まえた記載となるようご調整ください。

記

○ 当社の上場維持基準への適合状況

当社の●●市場の上場維持基準への適合状況は、その推移を含め下表のとおりとなっています。20●●年●月●日時点【又は「基準日時点」、以下同じ。】では、【不適合だった基準全てを列挙】が適合しておりませんでした。上場維持基準への適合に向けた計画に基づき取組みを進めた結果、20●●年●月●日時点で適合いたしました。これにより、●●市場の上場維持基準の全ての項目に適合することとなりました。

【注】不適合であった上場維持基準が複数存在し、期中において一部の項目にのみ適合した場合に開示を行う際には、引き続き不適合となっている項目が存在する旨を記載し、下表においては当該項目の適合に向けた計画期間（改善期間）について追記するようにしてください。

【注1】		株主数	流通株式数	流通株式 時価総額	流通株式 比率	1日平均売買代金 (又は 「月平均売買高」)	時価総額	純資産の額
当社の 適合状況	20●●年●月● 日時点							
	20●●年●月● 日時点							
上場維持基準 【注2】		●●人	●●単位	●●億円	●●%	0.2億円 (又は10単位)	40億円	純資産の額 が正
20●●年●月●日時点の 適合状況		適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合

※当社の適合状況は、東京証券取引所が基準日時点で把握している当社の株券等の分布状況等をもとに算出を行ったものです。【注】四捨五入、切捨て処理を考慮しても、「適合状況通知」と異なる数値が記載されているドラフトが多くありますのでご注意ください。なお、東証による判定前に適合見込みとして開示する場合は「20●●年●月●日時点での当社の適合状況は、当社試算によるもの」である旨に加え、本来の計算方法と異なる方法で算出している場合はその内容について追記してください。

【注1】不適合から適合となった上場維持基準の記載は必須で、他の上場維持基準の項目についての記載は任意です。なお、プライ

ム上場会社以外は「1日平均売買代金」関係の記載は削除してください。グロース上場会社以外は「時価総額」関係の記載は削除してください。

【注2】自社の所属する市場区分の上場維持基準を記載してください。

○上場維持基準への適合に向けた取組みの実施状況

開示済みの上場維持基準への適合に向けた計画において記載していた取組みに関し、実施した内容を記載してください。

以 上